

無電極ランプ

工場、倉庫、体育館、外灯



主なビジネス領域 (Ecoで 快適な 照明環境の創造 + α)

工場・体育館などの高天井用の水銀灯



快適な照明環境へのご提案「無電極ランプ」



省エネ
+
高品位な
明りの価値

企画 開発
製造 販売

弊社 無電極ランプに賛同頂き ご採用頂いている企業様 (例)

トヨタ系部品大手メーカー, 総合重機メーカー, ロボット機械メーカー,
トラック製造メーカー, 厨房設備機器メーカー, 鉄鋼関連, 造船関連, 飲料メーカー倉庫, 大手
物流倉庫, 産業廃棄物リサイクル施設, 排水処理プラント施設, 空港, 体育館施設, 有名ホテル
敷地外灯, 商店街外灯, 遊戯施設

・・・ etc

News Release



外務省・環境省同時発表

平成25年1月21日

「水銀条約政府間交渉委員会第5回会合」が開催されました

水銀に関する条約の制定に向けた議論のため、1月13日（日）から18日（金）まで、ジュネーブ（スイス）において「水銀条約政府間交渉委員会第5回会合」（INC5）が開催され、水銀に関する条約の条文案が合意されました。

本年後半には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われる予定です。

1. 背景

国連環境計画（UNEP）では、平成21（2009）年の管理理事会において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書（条約）を制定するための交渉を開始することを決定し、平成25（2013）年までのとりまとめを目指すことが合意されました。

2. 政府間交渉委員会第5回会合（INC5）の概要

（1）会議の開催期間等

- 開催期間：平成25年1月13日（日）～18日（金）
- 開催場所：スイス・ジュネーブ

（2）出席者

会合には、約140カ国・地域の政府代表の他、国際機関100名が出席しました。

我が国からは、外務省、厚生労働省、経済産業省及び環境省の政府代表団が出席しました。



● 概要

2013年10月7-11日に熊本で開かれた外交会議に世界140カ国、1,000人以上が出席し、全会一致で「水銀に関する水俣条約」を採択。

2020年以降は水銀を含む製品の製造や輸出入及び廃棄が、規制対象となります。

これにより水銀灯・直管型蛍光灯・コンパクト蛍光灯の供給も減少し、次世代照明に置換わる事が予測されます。

<水銀添加製品（第6条）>

- 電池、蛍光灯、高圧水銀灯、スイッチ・リレー、温度計や血圧計等の計測機器について、条約で定められた期限（2020年）までに、その製造、輸出、輸入を禁止（ただし、研究用、校正用、標準用などの用途は除外されるほか、一部の製品については、補修用や特殊用途等のものが適用除外）。



出典：経済産業省

市場と背景

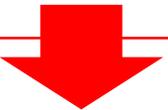
現在

水銀又は水銀蒸気を含んだ製品



リサイクル後、後進国へ輸出

今後



2020年までに輸出・輸入禁止



水銀を国内で処理しなければならない



処理施設の建設



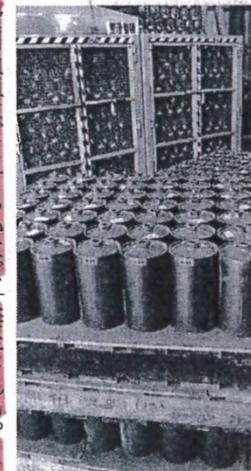
処理



廃棄コストの高騰！？

水銀を廃棄物扱い 2015年に

環境省方針 水俣条約備え法令改正



液体の水銀を詰めた鉄製の容器＝北海道北見市の野村興産イトム力鉱業所

環境省は、水銀を廃棄物として保管、処分する仕組みを2015年に整える方針を決めた。廃棄物処理法施行令を改めて法的に制度化する。今年10月に制定される「水銀に関する水俣条約」では水銀の使用や輸出入が制限されるが、現状では非鉄金属の製錬などで回収された水銀の多くが輸出され、廃棄物として扱う仕組みがないためだ。

環境省は来年度、中央環境審議会で審議を始め、常温では液体で不安定な金属水銀をどう安定化するか、回収はどのように行うか、処分場に埋めるのか、施設に永久保管するのか、費用負担はどうするかなどが課題。液体の水銀を固体の硫化水銀にする研究はすでに始まっており、安定化はこの技術が有力だ。条約では、水銀を材料にした化粧品やせっけん、一定量以上を含む蛍光灯などには20年までに製造が禁止される。塩素アルカリ工業の製造工程では25年、アセトアルデヒドの製造工程では18年までに水銀使用が

禁止される。これらのため輸出もできなくなる。日本では、水俣病の経験から、現在は製造工程では水銀は使用されていない。化粧品などへの添加は禁止され、体温計や血圧計も水銀を使わない製品が普及している。一方で、水銀は銅や鉛などの鉱物に含まれ、製錬の過程で回収される。蛍光灯には水銀が使われ、リ

サイクルによって回収される。製錬会社などは回収した水銀の多くを工業用として国内外に出荷。日本の過去10年間の輸出货量は年54、250トで、有数の輸出国と言われる。

条約の採択 熊本で来月

水俣条約は、国連環境計画（UNEP）が来月9、11日に熊本県水俣市と熊本市で開く外交会議で10日に採択される。世界で最も深刻な水銀被害を経験した「水俣」の名を冠した条約が、その地で誕生する。

条約は採択後、締結した国が50カ国に達してから90日後に発効。UNEPは3年程度後の発効を目指している。日本は発効当初から加盟できるよう国内制度を整え、締結手続きを進める考えだ。

（神田明美）

市場と背景

① 工業会へ証明書を発行依頼



② 中小企業等経営強化法を申請 ※上記証明書を添付



認定されると

即時償却(100%)
又は
税額控除10%

制度の詳細

▶ 中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除^{*1}を選択適用することができます。

*1 取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。

	生産性向上設備(A類型・工業会証明)	収益力強化設備(B類型・経産局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)

▶ 固定資産税の特例(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

固定資産税の特例(工業会証明)	
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
*2 対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(償却資産として課税されるもの)(60万円以上/14年以内)

*2 平成29年度税制改正により対象に追加される設備(測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備)については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都府県(埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・大阪)となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

注意: 上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認下さい。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制

▶ 中小企業投資促進税制(平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除^{*3}が選択適用できます。

▶ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除^{*3}が選択適用できます。

*3 資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。